**第四節**　緊急救助操法

**第二百七十一条**　［略］

（進入）

**第二百七十二条**　進入するには、次の号令及び要領による。

［一　略］

二　一番員及び二番員は、前号の号令で第二百五十九条第二号に定める要領で進入する。

三　三番員は、第二百五十九条第三号に定める要領で確保ロープを操作する。

（要救助者発見時の処置）

**第二百七十三条**　要救助者を発見したときは、次の要領による。

一　一番員及び二番員は、第二百六十条第一号に定める要領により合図を行う。

二　三番員は、第二百六十条第二号に定める要領により合図を行う。

（救出）

**第二百七十四条**　要救助者を救出するには、次の号令及び要領による。

［一　略］

二　一番員は、前号の号令で、第二百六十一条第二号に定める要領で救出する。

三　二番員は、第一号の号令で、第二百六十一条第三号に定める要領で救出する。

四　三番員は、第一号の号令で、第二百六十一条第四号に定める要領で確保ロープを操作する。

**第二百七十五条**　［略］

**第五節**　［略］

**第二百七十六条**　［略］

**第二百七十七条**　［略］

**第二百七十八条**　［略］

**第五章**　座屈・倒壊建物救助操法

**第一節**　通則

**第二百七十九条**　［略］

**第二百八十条**　［略］

第46図　［略］

第47図　［略］

（操法実施上の留意事項）

**第二百八十一条**　第三十四条、第四十一条、第七十六条、第八十九条、第九十四条の三、第百六条の三、第百六条の十及び第百九十六条に定めるもののほか、座屈・倒壊建物救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項を留意しなければならない。

［一～五　略］

**第二節**　［略］

**第二百八十二条～第二百八十九条**　［略］

**第三節**　［略］

**第二百九十条～第二百九十五条**　［略］

**第四節**　［同上］

**第二百九十四条**　［同上］

（進入）

**第二百九十五条**　［同上］

［一　同上］

二　一番員及び二番員は、前号の号令で第二百三十二条第二号に定める要領で進入する。

三　三番員は、第二百三十二条第三号に定める要領で確保ロープを操作する。

（要救助者発見時の処置）

**第二百九十六条**　［同上］

一　一番員及び二番員は、第二百三十三条第一号に定める要領により合図を行う。

二　三番員は、第二百三十三条第二号に定める要領により合図を行う。

（救出）

**第二百九十七条**　［同上］

［一　同上］

二　一番員は、前号の号令で、第二百三十四条第二号に定める要領で救出する。

三　二番員は、第一号の号令で、第二百三十四条第三号に定める要領で救出する。

四　三番員は、第一号の号令で、第二百三十四条第四号に定める要領で確保ロープを操作する。

**第二百九十八条**　［同上］

**第五節**　［同上］

**第二百九十九条**　［同上］

**第三百条**　［同上］

**第一節**　［同上］

**第三百一条**　［同上］

**第三百二条**　［同上］

第44図　［同上］

第45図　［同上］

（操法実施上の留意事項）

**第三百三条**　第三十四条、第四十一条、第七十六条、第八十九条、第九十四条の三、第百六条の三、第百七十六条の十及び第百七十六条に定めるもののほか、座屈・倒壊建物救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項を留意しなければならない。

［一～五　同上］

**第二節**　［同上］

**第三百五条～第三百六十二条**　［同上］

**第三節**　［同上］

**第三百六十三条～第三百六十八条**　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

この告示は、令和九年四月一日から施行する。